

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名	そ族害虫駆除費		部課名	健康部生活衛生課	課長名	青山敏郎
			担当者名	久保田洋子	内線	426
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	そ族害虫等駆除費（27-20-50-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 50 年度		根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]				
目的	・ねずみ・昆虫が媒介する感染症の発生予防又は蔓延防止を図る。 ・スズメバチ等、身体に重大な危害をおよぼす害虫から区民を守る。					
対象者等	ねずみや衛生害虫で困っている区民					
内容	1 害虫駆除・個別相談 通常は、蚊（ボウフラ）対策を中心として雨水枡への薬剤の投入等を適宜実施。感染症及び災害発生時において、害虫の影響が想定される場合は、薬剤等により害虫駆除を実施する。 2 スズメバチ駆除事業 ハチは益虫ではあるが、スズメバチについては人体に重大な危害をおよぼす場合があるので、スズメバチの巣の撤去を行う。 3 ねずみ駆除・防除 相談者に対して、駆除・防除方法の指導を行うとともに、必要に応じて器材の貸し出し等を行う。冬季には、一斉駆除月間を設け、薬剤を配布、ねずみ退治講習会を適宜開催する。					
経過	平成11年度 伝染病予防法の廃止、新感染症法の制定に伴い、害虫発生予防のための殺虫消毒を廃止 平成13年度 害虫駆除作業委託による巡回薬剤散布と、害虫駆除薬剤の家庭配布事業を廃止 町会への動力噴霧機貸し出し時及び窓口指導時の薬剤配布を廃止 害虫駆除用薬剤は、雨水枡投入用の昆虫成長制御剤を中心とする。 委託業者により危険なスズメバチの巣の撤去を開始 平成14年度 町会への動力噴霧器の貸出しを廃止 平成16年度 蚊とボウフラの生息調査を開始					
必要性	ねずみや害虫が区民の日常生活に及ぼす影響は大きいため、駆除や防除を必要とする区民を支援する必要がある。また、動物が媒介する感染症への対策としても効果が期待できる。					
実施方法	（○ 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 1 害虫駆除 蚊の発生を抑制するため、6月～10月に、雨水枡等に薬剤の投入を行う。蚊の大量発生などの連絡を受けた場合には、その地域の雨水枡等に薬剤を投入する。アタマジラミ、ハエ、ゴキブリ等その他の害虫については、必要に応じ助言する。 スズメバチは、区民からの情報を受けて職員が確認のうえ、委託業者によりスズメバチの巣を撤去する。アシナガバチの巣については、必要に応じて巣の撤去方法を助言する。 2 ねずみ駆除 冬季に薬剤（殺そ剤）を配布し、ねずみの駆除を行う。また、ねずみ退治講習会を開催する。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	10,301	9,280	8,745	7,321	5,255	5,252	4,958
	決算額（19年度は見込み）	8,614	6,580	3,335	4,172	3,390	3,601	4,958
	人件費					12,067	11,102	
	【事務分担当】（％）					140	130	
	合計（＋）	8,614	6,580	3,335	4,172	15,457	14,703	4,958
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	8,614	6,580	3,335	4,172	15,457	14,703	4,958
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	ねずみ・害虫相談件数	691	640	793	815 ねずみ421件、害虫362件、その他32件	821	863	800
	ボウフラ駆除薬剤投入	18,065	17,488	16,035	10,317	15,941	17,484	25,000
	殺そ用薬剤配付数	28,432	27,153	24,745	23,128	22,249	19,754	24,000

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	町会に対するネズミ駆除事業協力謝礼金	450	町会に対するネズミ駆除事業協力謝礼金	428	町会に対するネズミ駆除事業協力謝礼金	468
	光熱費	ガソリン、エンジンオイル他	0	ガソリン、エンジンオイル他	0	ガソリン、エンジンオイル他	15
	食糧費	ねずみ駆除説明会茶賄	0	ねずみ駆除説明会茶賄	0	ねずみ駆除説明会茶賄	0
	一般需用費	殺虫剤、殺そ剤、故障修理、マスター他	2,148	殺虫剤、殺そ剤、故障修理、マスター他	2,198	殺虫剤、殺そ剤、故障修理、マスター他	2,976
	役務費	郵便料	17	郵便料	26	郵便料	31
	委託料	害虫駆除作業委託他	684	害虫駆除作業委託他	856	害虫駆除作業委託他	1,315
	使用料及び賃借料	ねずみ駆除薬剤配送用2トトラック	91	ねずみ駆除薬剤配送用2トトラック	93	ねずみ駆除薬剤配送用2トトラック	153

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	殺そ剤用薬剤配付実施率	23128/29000 =80%	22249/28000 =80%	19754/28000 =71%	(19000)	-	配付数/計画数（配付数）
	ボウフラ駆除薬剤投入実施率	10317/33000 =31%	15941/27700 =58%	17484/25000 =70%	(20000)	-	投入数/計画数（投入数）
	相談件数	815	821	775	800	-	ねずみ・害虫相談件数

（問題点・課題）	区民から寄せられる相談では、ねずみの件数が最も多く（約400件/年）、殺そ剤に抵抗のあるねずみの増加への対応や、高齢者・要介護者のいる住宅における駆除の実施が課題になっている。						
	（実施 22 区 未実施 区）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	効果的な殺そ剤を選定していく。	効果の高い殺そ剤を使用することにより、区内のねずみを減少させることができる。
	高齢者や要介護者に関わるケアマネージャーやホームヘルパーを対象とした講習会を引き続き実施する。	介護等に従事する人材が、必要な知識を習得することにより、日常的なねずみ駆除を実施できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	引き続き、害虫やねずみによる被害を防止し、区民が快適に暮らせる環境づくりに取り組む必要がある。

況議会 （要質 問状）	平成10年3定 薬剤散布の見直しについて 平成13年3定 ねずみ駆除剤の配布について
-------------------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		普及啓発事業		部課名	健康部生活衛生課	課長名	青山敏郎
				担当者名	服部 幸雄	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）			普及啓発事業（27-40-33-01）				
事務事業の種類			○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度		● 昭和 ○ 平成 55 年度		根拠	動物の愛護及び管理に関する法律、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準、東京都動物の愛護及び管理に関する条例、荒川区まちの環境美化条例、狂犬病予防法		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
		施策	健康危機管理体制の整備[01-02]				
目的		近年のペットブームを反映して、犬や猫、小鳥等の飼養者が増加している一方で、人口過密な都市環境の中で、動物を飼養するために不可欠な「適正飼養」が行われないことによる相談（苦情）が増加しており、動物愛護及び管理の観点から飼養者のマナーや、動物に関する知識（生態・習性・人畜共通感染症など）についての相談や指導を行う。					
対象者等		犬・猫などの動物の飼い主、飼い主のない犬・猫へのえさやりをしている人					
内容		1 犬・猫の飼い方、しつけ方等の指導 2 犬・猫等に関する相談受付 犬・猫の忌避剤(木酢液)配布 犬のふん尿放置・放飼、猫のエサやり・ふん尿悪臭等に対するマナープレートの配布 啓発パンフレットの配布(狂犬病予防法、東京都動物の愛護及び管理に関する条例、ねこの飼養及び保管に関する基準等を抜粋) 犬のこう傷事故届け出受付 引き取り・収容動物の告示 犬猫等保護失踪届け出受付 3 相談等への対応は、担当職員が個別訪問等により適正飼養について助言、注意等を行う。 東京都動物愛護相談センターと連携をとりながら実施					
経過		平成 4年度 飼い猫の不妊・去勢手術費助成制度を開始 平成12年度 飼い主の責任で行うべきという判断から助成事業を廃止 平成18年度 改正動物の愛護及び管理に関する法律の施行					
必要性		ペットの放し飼い・ふん尿の放置という不適正な飼養や、飼い主のいない猫のふん尿被害など、相談・苦情等が増加傾向にあり、飼養動物に関わるマナーの普及を図る必要がある。					
実施方法		(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	3,392	155	153	337	237	234	1,331
	決算額（19年度は見込み）	237	147	132	235	235	223	1,331
	人件費					3,448	3,894	
	【事務分担量】（％）					40	60	
	合計（＋）	237	147	132	235	3,683	4,117	1,331
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	237	147	132	235	3,683	4,117	1,331
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	プレート配布	277	335	418	554	466	467	600
	忌避剤配布	115	148	431	443	265	216	400
	犬のこう傷事故	4	7	11	10	4	7	
	相談・苦情件数	698	233	219	151	90	137	
			犬83猫105	犬88猫86	犬67猫73	犬25猫56	犬37猫87	
			その他45	その他45	その他11	その他9	その他13	
	保護・失踪届	149	136	117	101	124	115	
		犬105	犬108	犬87	犬78	犬86	犬79	
		猫40	猫24	猫30	猫19	猫38	猫36	
		その他 4	その他 4		その他 4			

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	235	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	223	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤、猫捕獲器他	514
	負担金補助及び交付金					猫去勢・避妊手術助成金	765
	報償費					動物関連講演会講師謝礼	52

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値（22年度）	
	啓発事業（相談件数）	145	80	137	-	-	マナーを守らない飼養者に対しての区報掲載による啓発、住宅訪問等を行う。

（問題点・課題）	- 公園等での飼い犬の放し飼いや汚物の放置などマナーを守らない飼い主に対する啓発が必要である。 - 飼い猫を屋外で飼養したり、飼い主のいない猫へのえさやりなどが、猫による近隣のふん尿の悪臭を発生させる要因となっているため、地域を巻き込んだ取り組みが必要である。
	（実施区 未実施区） 犬のしつけ方教室 18区で実施 猫の去勢不妊手術費助成 12区で実施 猫の適正飼養ガイドライン 4区で策定

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	ペット販売業者が、購入者への説明責任を確実に履行するよう、都と連携して働きかける。	飼い主として守るべきマナーについて確認できる機会となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	ペットの適正飼育には、飼い主がマナーを守るよう意識を高めることが重要であり、引き続き普及啓発を継続する必要がある。

（状況）	平成18年三定 愛犬家のマナーアップとコンテストについて 平成18年三定 生活に悪影響を及ぼす野良猫問題について
------	--

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名		狂犬病予防対策事業		部課名	生活衛生課管理係	課長名	青山敏郎
				担当者名	原子峰明	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		狂犬病予防対策事業（27-40-66-01）					
事務事業の種類		○新規事業（○19年度○18年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度		●昭和○平成50年度		根拠	狂犬病予防法		
終期設定		○有●無年度		法令等			
実施基準		●法令基準内○都基準内○区独自基準			計画区分	○計画●非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
		施策	健康危機管理体制の整備[01-02]				
目的	狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務を生涯に一度行うとともに、集合予防注射を毎年度実施し、狂犬病の発生防止を図る。						
対象者等	生後91日以上の犬を飼養している区民						
内容	犬の登録受付・鑑札交付（生涯1回、平成6年度までは毎年登録を更新） 狂犬病予防注射を集合会場方式で実施（毎年度4月中旬、保健所、公園等延べ9ヵ所＜5日間＞） 狂犬病予防注射済票交付（年1回の予防接種後注射済票交付、昭和59年度までは、半年毎） 犬の所在地変更に伴う原簿送付および送付依頼 捕獲犬の拘留についての公示 犬の返還申請受付						
経過	昭和60年度 予防注射を毎年6か月ごとから年1回の実施に変更 平成7年度 畜犬登録を毎年から生涯1回の実施に変更 平成14年度 畜犬ソフトシステム導入（迷い犬の検索、登録頭数等データの統計処理、狂犬病集合注射に伴う事務処理用）						
必要性	狂犬病は克服された病気ではなく、国内において発生の危険性が全くないとは言えない。法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。						
実施方法	（●直営○一部委託○全部委託）（直営の場合●常勤○非常勤○臨時職員） 毎年4月中旬に区内9会場で、区獣医師会の協力を得て、集合予防注射を実施している。 犬の登録業務（各種変更届のほか鑑札及び注射済票交付）は通年行い、保健所のほか戸籍住民課及び各区民事務所で受付を行っている。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	506	1,052	482	499	562	717	600
	決算額（19年度は見込み）	452	1,007	440	439	482	692	
	人件費					5,171	3,995	
	【事務分担量】（％）					60	90	
	合計（＋）	452	1,007	440	439	5,653	4,687	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	2,882	2,957	3,034	3,129	2,855	3,136	3,243
	一般財源	-2,430	-1,950	-2,594	-2,690	2,798	1,551	-3,243
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	鑑札交付数	470	446	569	600	596	686	700
	済票交付数	3,115	3,075	3,238	3,410	3,554	3,634	4,000
	登録数	4,196	4,519	4,711	5,072	5,448	5,932	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

		NO2					
予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	130	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	224	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	157
	役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	218	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	321	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	295
	使用料及び賃借料	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	100	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	100	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	100
	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料	34	畜犬登録データのソフトウェア保守料	47	畜犬登録データのソフトウェア保守料	48

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値（22年度）	
標	登録数	5,072	5,448	5,932			
	予防注射接種率	67.2%	65.2%	61.2%			済票交付数 / 登録数

（問題点・課題）	飼い犬の登録義務を怠っている飼い主がいるほか、登録していても予防注射を行っていない飼い主も多く、個別に注射を働きかけているが、そのような状況を改善する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	登録している飼い主とともに、ペット販売や関連業者への働きかけを強化する。	登録や未注射犬の現状の改善が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。

議会（要旨）	議会議決状況
--------	--------

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名	医療監視事務費		部課名	健康部生活衛生課	課長名	青山敏郎
			担当者名	久保田洋子	内線	426
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		衛生統計調査費（24 - 42 - 50 - 01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 50 年度		根拠	医療法、医師法ほか医療従事者に関する諸法律、同法施行規則、荒川区医療監視要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]				
目的	医療法等に基づき、診療所・歯科診療所・助産所・歯科技工所・施術所等における医療関連業務が、安全かつ適正に行われるよう、必要な規制・指導を行い、区民の健康の保持に寄与する。					
対象者等	医療関連業務の開設者、医療関連免許所持者					
内容	診療所等の医療関連施設は、法令に基づく許可・届出基準が定められており、それらの許可・変更・廃止等に係る事務を適正に処理する。 併せて、許可・届出等を受けた医療関連施設に対して、業務が法令基準に適合しているかどうか、その履行状況を踏まえ、荒川区医療監視要綱等に基づき指導する。					
経過	平成 9 年度 医療法の一部改正に伴い、区長の機関委任事務に位置づけられる。 平成 12 年度 地方分権一括法により、医療法等に関わる事務が区の自治事務に位置づけられる。					
必要性	法令に基づき区が行う事務であり、医療機関の衛生環境の確保のため立ち入り検査を行い、助言や情報提供などを行うことが必要である。					
実施方法	（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 各種申請に基づく許可、各種届出の受理及び「医療監視員」が医療関連施設に立ち入りし、監視・指導を行う。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	39	39	39	21	21	20	20
	決算額（19年度は見込み）	34	37	37	32	21	6	
	人件費					10,343	9,394	
	【事務分担当量】（％）					120	110	
	合計（ ＋ ）	34	37	37	32	10,364	9,400	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	34	37	37	32	10,364	9,400	0
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	診療所等監視件数	117	102	100	65	55	83	70

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用費 図書、厚紙等	21	図書	6	図書、厚紙等	20

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		医療施設監視指導率	105%	102%	126%	100%	100%	立ち入り監視指導数 / 開設届出数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	法に基づく事務として、その時その時の改正内容に留意しつつ的確な対応を図る。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名	緊急カラス対策事業		部課名	健康部生活衛生課	課長名	青山敏郎
			担当者名	原子峰明	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	カラス対策事業（25-84-50-01）					
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	○昭和 ●平成 13 年度		根拠	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]				
目的	繁殖期（３月～７月）を中心に、区民に威嚇等、危険を及ぼす可能性のあるカラスの巣を撤去し、カラス被害の軽減を図る。					
対象者等	カラスによる威嚇、攻撃等の被害を受けている区民					
内容	区内において、カラスによる威嚇、攻撃等の被害が発生した場合、その原因となっている営巣の撤去、並びにこれに伴うカラス、卵のほか、カラス被害の防止方法等の指導を行う。公園等の営巣は公園緑地課で、街路樹は道路課でそれぞれ対応する。					
経過	平成１２年度 区民からの相談、苦情に対し、忌避方法や駆除業者を紹介、カラス講演会の実施、区報カラス特集号を発行 平成１４年度 委託による営巣撤去、カラス等の回収のほか、軽易な場合は有害鳥獣捕獲許可を受けた職員で対応 平成１６年度 都はＨ１２年度から都民の相談に応じた巣の撤去事業を行ってきたが、当初より計画年度を３年と定めており、当年度をもって営巣撤去事業を終了					
必要性	カラスによる威嚇は、高齢者や子どもが狙われやすく、転倒など二次的な事故を生む場合もある。このような危険から、今後とも区民の安全を守るため、本事業を継続する必要がある。					
実施方法	（○直営 ●一部委託 ○全部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区民からの相談を受けた生活衛生課職員が営巣個所を調査し、危険と判断した場合には、駆除委託業者に依頼し、巣の撤去及びヒナ等の捕獲を行う。 ヒナ等の捕獲を行う場合には、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第９条第１項の規定に基づき、被害を受けた区民から有害鳥獣駆除依頼書を受理し東京都に提出する。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	1,637	2,100	2,010	1,920	1,827	1,827	1,582
	決算額（19年度は見込み）	1,613	1,363	1,485	1,586	1,114	744	1,430
	人件費					4,310	1,708	
	【事務分担量】（％）					50	20	
	合計（＋）	1,613	1,363	1,485	1,586	5,424	2,452	1,430
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,613	1,363	1,485	1,586	5,424	2,452	1,430
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	巣の撤去／個	38	47	52	75	51	35	65
	ヒナ回収／羽（ヒナのみの回収を含）	27	47	41	60	72	38	48
	卵回収／個	7	41	57	98	61	14	61
								想定数

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	カラス等回収業務委	1,827	カラス等回収業務委	744	カラス等回収業務委	1,582

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	巣の撤去 / 個	75	51	35	65	—	
	ヒナ回収 / 羽 (ヒナのみの回収を含む)	60	72	38	48	—	
	卵回収 / 個	98	61	14	61	—	

（指標）	本事業の目的は、繁殖期のカラスによる攻撃等の被害に対処するものであり、個体数の減少を積極的に企図するものではない。カラス問題の原因は、ゴミ問題等、人間の影響による異常な繁殖によるものであり、根本的な対策としては、環境問題として総合的な見地から改善に取り組む必要がある。
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区） 対応方法は、直営、委託、補助金等、各区で異なっている。一方、土地の管理者の責任とする考え方から、特別な対応は行わない区が5区ある。

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	環境清掃部と連携してゴミ出しルール（ゴミ出し時間、防鳥ネットかけなど）の周知を徹底する。	人間社会の中で共生するカラスの個体数の適正化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	鳥獣保護法の精神を踏まえつつ、区民の安全を守るため、今後も継続していく必要がある。

議会議決 （要旨）	
--------------	--

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名		薬事監視事務費		部課名	健康部生活衛生課	課長名	青山敏郎	
				担当者名	久保田洋子	内線	4 2 6	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		薬事監視事務費(25-70-50-01)						
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業		
開始年度		○ 昭和 ● 平成 9 年度		根拠	薬事法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法、薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律			
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]					
		政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
		施策	健康危機管理体制の整備[01-02]					
目的		医薬品や麻薬、向精神薬、覚せい剤を取り扱う業者に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び医薬品等の安全確保を図る。 毒物や劇物の販売・取扱者に対し、法に基づく立入検査等を行い、毒物・劇物による危害防止を図る。 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品に使用されている化学物質による健康被害の発生防止を図る。						
対象者等		薬局開設者、医薬品販売業(卸売一般販売業・配置販売業を除く)開設者、管理医療機器販売業・賃貸業者、毒物劇物販売業開設者、毒物劇物業務上取扱者						
内容		薬局及び医薬品販売業(卸売一般販売業・配置販売業を除く)に対する許可及び監視指導 医薬品、医薬部外品等の収去検査 薬局及び医薬品販売業が行う医薬品の広告に対する監視指導 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可・承認、薬局製造販売医薬品製造業の許可及び監視指導 管理医療機器販売業・賃貸業の届出受理及び監視指導 麻薬小売業者(薬局)に対する麻薬小売業の免許及び監視指導 向精神薬小売業者・卸売業者の免許及び監視指導 薬局に対する覚せい剤原料の取扱いに対する監視指導 毒物・劇物の適正な保管管理や取扱い及び震災時や事故等の対策について監視指導 規制対象の家庭用品の試買検査の実施、基準違反品の製造・輸入・販売業者に対する回収・改善等の指導						
経過		平成 9 年度	薬事法の一部改正により、医薬品の一般販売業(卸売販売業を除く)及び特例販売業に対する許可、監視指導が区に移管					
		平成12年度	地方分権一括法及び都区制度改革により、毒物・劇物の販売業の登録と監視指導及び有害物質を含有する家庭用品の監視指導が区に移管。薬事関連の都事務が特例条例により区に移管					
		平成17年度	特例条例により、薬事法等に基づく薬局、薬種商、管理医療機器販売業・賃貸業に関する10事業、毒物劇物業務上取扱者に関する事業が区に移管					
必要性		法令に基づき区が行う事業であり、不適正な販売や取扱いが区民の健康被害につながるおそれもあるため、定期的な立ち入りにより保管管理等について監視指導を行うことが必要である。						
実施方法		(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 薬事監視員、麻薬及び向精神薬取締法第50条の38の規定による当該職員、覚せい剤監視員、毒物劇物監視員、家庭用品衛生監視員が、それぞれ該当する施設に立ち入り、必要な監視指導を行う。 収去した医薬品、試買した家庭用品の検査は、東京都健康安全研究センター又は保健所検査室に依頼して実施する。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	2,048	1,943	1,927	1,896	3,035	2,270	2,010
	決算額（19年度は見込み）	1,256	1,006	1,512	1,440	1,938	1,414	2,010
	人件費					19,824	18,788	
	【事務分担量】（％）					230	220	
	合計（＋）	1,256	1,006	1,512	1,440	21,762	20,202	2,010
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	321	175	392	558	1,964	1,695	874
	一般財源	935	831	1,120	882	19,798	18,507	1,136
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	薬局・医薬品販売業等監視件数	70	44	54	66	182	149	150
	毒物劇物販売業等監視件数	37	32	52	64	77	71	65
	家庭用品試買検体数	47	45	34	39	40	38	40

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	508	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	401	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	458
	役務費	通知、周知用郵券	71	通知、周知用郵券	69	通知、周知用郵券	128
	委託料	試験検査委託	970	試験検査委託	815	試験検査委託	1,394
	備品購入費	ファイリングキャビネット、パソコン	379	専門書	100		0
	負担金補助及び交付金	薬事衛生講習会分担金、9区7ブロック薬事講習会分担金	10	薬事衛生講習会分担金、9区7ブロック薬事講習会分担金	30	薬事衛生講習会分担金、9区7ブロック薬事講習会分担金	30

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値（22年度）	
	薬事監視指導率	188%	70%	57%	55%	—	立ち入り監視指導数 / 施設数（管理医療機器除く）
	毒物劇物指導率	51.2%	34.6%	35.0%	32%	—	立ち入り監視指導数 / 施設数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	法令に基づく事務として、その時その時の改正内容に留意しつつ的確な対応を図る。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		監視検査等業務		部課名	健康部生活衛生課	課長名	青山敏郎
				担当者名	久保田洋子	内線	4 2 6
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）			監視検査等業務（27 - 60 - 33 - 01）				
事務事業の種類			○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度		● 昭和 ○ 平成 50 年度		根拠法令等	興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、建築物の衛生的環境の確保に関する法律、温泉法、墓地・埋葬等に関する法律、プール条例、水道法		
終期設定		○ 有 ● 無 年度					
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
		施策	健康危機管理体制の整備[01-02]				
目的		環境衛生関係施設における良好な衛生状態を確保することにより、公衆衛生の向上に資することを目的とする。					
対象者等		環境衛生営業施設開設者					
内容		○ 環境衛生関係施設に対する許可・確認及び監視指導 ○ 環境衛生関係施設に対する衛生講習会の実施 ○ 環境衛生関係施設の立入検査時に各種理化学検査を実施 ○ 高齢者福祉施設におけるレジオネラ症対策として、浴槽水等の水質検査及び維持管理指導の実施					
経過		昭和50年度 保健所の区移管により、環境衛生関係業種の監視指導を行うようになる。 昭和58年度 建築物の衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)に関する事務が区長に委任される。 平成 8年度 温泉法の事務が区長に委任される。 平成12年度 地方分権一括法により温泉法に係る事務が区に移管、環境衛生関係法に係る事務が自治事務となる。ビル管法の5,000～10,000㎡の施設が区に移管。ビル管法及び墓地埋葬法に係る事務が区に移管					
必要性		法令に基づき区が行う事務であり、消毒不足等の不適正な管理が区民の健康被害につながるおそれがあるため、定期的な立ち入りにより管理運営等について監視指導を行うことが必要である。					
実施方法		(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 環境衛生関係施設について、申請に基づき実地調査を行い許可・確認を行うとともに、届出の受理を行う。 各施設の衛生状態を把握するため、「環境衛生監視員」が各施設に立入り監視指導を行う。 監視指導にあたって、プール水・浴場水等の水質検査、興行場・クリーニング所・特定建築物の空気検査及びオシボリの細菌検査を行い、検査結果に基づき客観的な指導を行う。 第2ブロックビル衛生管理講習会等、業態別講習会を開催し、公衆衛生の普及啓発を行う。 高齢者福祉施設においては、設置者の協力の上、浴場水のレジオネラ属菌検査を行い、結果に基づき助言を行う。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		1,137	900	890	1,004	957	1,005	988
決算額（19年度は見込み）		992	509	547	791	585	757	988
人件費						25,857	23,912	
【事務分担当】（％）						300	280	
合計（＋）		992	509	547	791	26,442	24,669	988
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）		509	653	557	579	899	876	1,003
一般財源		483	-144	-10	212	25,543	23,793	-15
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	環境衛生営業施設許可件数	41	57	46	41	68	36	50
	環境衛生営業監視指導件数	718	926	658	768	649	722	700

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	各種検査材料費、消耗品等	504	各種検査材料費、消耗品等	670	各種検査材料費、消耗品等	867
	役務費	各種通知用郵便料、粉じん計較正	40	各種通知用郵便料、粉じん計較正	42	各種通知用郵便料、粉じん計較正	51
	負担金補助及び交付金	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	41	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	44	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	70

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値（22年度）	
指標	監視指導率（理容・美容・クリーニング）	62%	41%	66%	55%	50%	立ち入り監視指導数/施設数
	監視指導率（興行場・公衆浴場・旅館・プール）	138%	126%	121%	110%	100%	立ち入り監視指導数/施設数
	レジオネラ属菌検査成績	16%	5%	8%	2%	0%	検出数/検体数（再検査を除く）

（問題点・課題）	入浴施設等での死亡事故の原因となるレジオネラ属菌が区内の施設でも検出されており、引き続き監視が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	公衆浴場、プール、高齢者施設等に対する適正な維持管理の指導を強化するとともに、レジオネラ属菌の検査を実施し、それに基づいた指導を行う。	区内の施設が原因となるレジオネラ症の発生を防止する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	法律や特例条例に基づく事務であり、引き続き実施する必要がある。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		住まいの衛生支援事業		部課名	健康部生活衛生課	課長名	青山敏郎
				担当者名	久保田洋子	内線	4 2 6
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）			住まいの衛生支援事業（27 - 60 - 66 - 01）				
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度		○ 昭和 ● 平成 8 年度		根拠	荒川区小規模給水施設の衛生管理指導要綱、厚生省生活衛生局長通知（平成12年6月30日）「シックハウス」		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
		施策	健康危機管理体制の整備[01-02]				
目的		住宅の高気密・高断熱化に伴い、小児アレルギーであるダニの発生や、家具・建材等に含まれる揮発性化学物質を原因とするシックハウス症候群等の問題が顕在化しており、健康で快適な住まい方を普及啓発し、快適な居住環境の確保を図る。 水道法規制外の小規模給水施設に、水道局と連携して衛生管理の助言を行い、汚染事故を未然に防止する。					
対象者等		一般区民、貯水槽水道を所有する区民					
内容		住まいの衛生診断を実施、住まい方について助言と啓発。必要に応じて、室内空气中化学物質、ダニアレルゲン量を測定 室内の衛生害虫対策に関する助言 小規模給水施設の衛生管理に関する助言と啓発 汚染事故発生時等における飲用水等の行政検査					
経過		平成 8年度 住まいのダニ診断を開始（～平成13年度） 平成13年度 シックハウス症候群の相談指導のため、検知管法による室内空气中化学物質等の測定を開始 平成14年度 住まいの衛生事業と水関連事業を住まいの衛生支援事業に統合・充実 平成15年度 検知管法に加えてパッシブ法による測定を実施 住まいのダニアレルゲン検査を開始 平成16年度 水道法の改正による水質検査項目の変更に伴い、飲用水等の依頼検査（有料）を廃止					
必要性		住まいや職場など、区民が建物内にいる時間は長い。そのため室内の空気や飲み水などが衛生的に管理されている必要があり、専門知識を有する職員が助言や検査に基づく指導を行う必要がある。					
実施方法		（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 電話や来所によるダニ・カビ、化学物質、衛生害虫、飲み水の相談に応じ助言を行う。必要に応じて、家庭を訪問し、現場で各種測定と住まい方及び受水槽管理の助言を行う。 区や区民が主催する講習会に講師を派遣するほか、区報に啓発記事を掲載する。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額			433	430	428	418	371	351
決算額（19年度は見込み）			391	353	139	72	106	351
人件費						5,171	3,416	
【事務分担量】（％）						60	40	
合計（+）		0	391	353	139	5,243	3,522	351
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）			314	549	514			
一般財源		0	77	-196	-375	5,243	3,522	351
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	室内空气中化学物質の測定件数	5	80	76	13	10	8	15
	ダニ類に関する相談数	111	19	18	38	45	38	50

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	住まいの衛生診断検査材料費、図書	72	水質検査材料費、住まいの衛生診断検査材料費、図書、啓発用リーフレット	106	水質検査材料費、住まいの衛生診断検査材料費、図書、啓発用リーフレット	351

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値（22年度）	
	室内空気測定実施率	14%	14%	11%	10%	0%	測定率/計画数（アルデヒドパッシブ法）
	ダニの相談件数	38	45	38	40	30	

（問題点・課題）	○ 幼児のアレルギー性疾患が増加しており、ダニはその主要なアレルゲンとなっている。 ○ アレルギー、疥癬症等の対策については、住居の衛生や日常の健康管理が重要であるため、保健師等関係部署（健康推進課、福祉高齢者課等）との連携を強化する必要がある。
	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	健康推進課母子保健担当と連携し、乳幼児検診時にダニ対策の資料を配布するとともに、希望者に対してダニアレルゲン検査を経験してもらう。	ダニを意識した住まい方を実践してもらうことにより、幼児のアレルギー性疾患の減少をめざす。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	ダニ等によるアレルギー性疾患の増加防止のため事業を継続する。

（状況）	平成13年二定 化学物質、シックスクール症候群について 平成12年四定 シックハウス症候群対策の強化について
------	--

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名	食の安全・安心対策		部課名	健康部 生活衛生課	課長名	青山敏郎
			担当者名	飯田昌宏	内線	428
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）			食の安全・安心対策（27-80-20-01）			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）			○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 50 年度		根拠	食品衛生法、食品製造業等取締条例、東京都食品安全条例 等		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]				
目的	食品関係の事業者の店舗や販売する食品等の監視を計画的かつ効果的に実施し、必要に応じて適切な行政措置を講ずることにより、区民の食の安全・安心を確保する。					
対象者等	食品関係営業者					
内容	1 収去検査事業 調理業（仕出し、弁当、大規模等）、食品製造業（アイスクリーム類製造業、菓子製造業、豆腐製造業、めん類製造業等）、食品販売業（スーパー、コンビニ等）の店舗から収去し、区検査室における検査（細菌、化学）の結果を踏まえ、必要な対応を図る。 2 食中毒調査及び感染症疑い調査 患者の発生を受け、患者や飲食店、食品製造業等の施設及び従事者等の調査（食品、患者ふん便等）を行い、その結果を踏まえ、必要な対応を図る。 3 一斉検査時の簡易検査及び汚染源等の現場調査 集団給食、収去検査結果不適店舗等について、現場での簡易検査（フードスタンプ法）を行い、行政指導等を行う。					
経過	(検査項目の見直し) 天然着色料の検査廃止（使用食品が広域に流通し、都も同一品の検査を実施するため）、残留農薬の検査追加（魚介、乳、肉類の抗菌剤であるスピラマイシン等の検査を追加） (収去検査の検体数の見直し) 細菌汚染しやすい「豆腐」について、半数の施設からの収去を 1 0 0 %の収去検査に変更。給食食材検査について、他の収去事業との重複検査分を精査し、検体数を 5 0 %に削減					
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全を守るため、食品関係営業施設の簡易及び収去検査を実施し、監視指導の効果を高め適切な行政措置を行うものであり、引き続き実施する必要がある。					
実施方法	(● 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 通常の収去検体と苦情検体を保健所検査室で検査する。 食中毒調査検体と広域流通食品の行政処分のための検体は都健康安全研究センターで検査する（食中毒に係る検査は、都区協定に基づき都健康安全研究センターで実施）。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	8,354	7,938	7,842	7,705	8,598	6,898	6,775
	決算額（19年度は見込み）	7,447	5,528	5,837	4,481	7,727	6,163	
	人件費					21,548	18,361	
	【事務分担量】（％）					250	215	
	合計（＋）	7,447	5,528	5,837	4,481	29,275	24,524	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	7,447	5,528	5,837	4,481	29,275	24,524	0
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	化学検査（検体数）	314	218	191	175	158	142	150
	細菌検査（検体数）	567	430	451	344	305	279	350
	健康安全研究センターによる細菌検査	465	210	206	141	643	479	350
	簡易検査	3,228	2,781	1,599	1,355	1,569	1,453	1,600

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	4,080	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	3,194	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	4,014
	委託料	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	2,818	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	2,885	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	2,677
	使用料及び賃借料			ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84	ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値（22年度）	
	収去検査（化学検査）（％）	74	71	91	90	95	検査検体数／検査予定数
	収去検査（細菌検査）（％）	69	68	68	80	95	検査検体数／検査予定数
	簡易検査（フードスタンプ）	1,355	1,569	1,453	1,600	1,700	検査数

（問題点・課題）	- 食品を原因としたノロウイルス感染症の増加など、健康危機に係る食中毒や感染症発生時における対策は重要な課題である。 - 福祉施設等の集団給食施設に納入する区内業者の自主検査への支援を検討する必要がある（大量調理施設衛生管理マニュアル内の自主検査の検体受け入れ体制整備）
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区内業者の自主検査等への支援を引き続き行う。	食中毒の発生を予防する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	法や条例に基づき、区民の食に関わる安全・安心を確保する事業として重要であるため、引き続き計画的・効果的に実施する必要がある。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名		許可・監視等業務		部課名	健康部 生活衛生課	課長名	青山敏郎
				担当者名	飯田昌宏	内線	428
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		許可・監視等業務（27-80-40-01）					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度		● 昭和 ○ 平成 50 年度		根拠	食品衛生法、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令、食品製造業等取締条例 等		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
		施策	健康危機管理体制の整備[01-02]				
目的	食品衛生法などの関係法令に基づき、営業を許可した施設に対して、荒川区食品衛生監視指導計画に基づき、各種監視指導（通常監視、夏季対策・歳末一斉監視、夜間営業施設監視等）を行い、衛生管理の徹底を図る。						
対象者等	食品関係営業者						
内容	1 営業許可申請（新規、更新）及び各種届出等に関する許認可事務 2 監視・指導 通常監視・指導（川の手荒川まつり、荒川よさこい等各種行事開催時の監視を含む） 夏季対策・歳末一斉監視（夏季：食中毒ハイリスク業者等、歳末：宴会場、ふぐ取扱い施設等） 苦情・違反処理に伴う監視・指導（異物混入・食中毒疑い等の原因調査） 夜間営業施設（スナック、居酒屋等）の監視・指導（屋台の監視、山谷対策を含む） 緊急監視・指導（広域流通違反食品等を対象） 3 食品衛生自主管理認証制度（都）の導入支援 4 新しい食品衛生問題（ＢＳＥ、遺伝子組換え・アレルギー食品の表示）に対する監視及びその対応						
経過	平成 7年度 食品衛生法の改正に伴い、営業許可の期限が延長 平成 8年度 Ｏ - 157食中毒発生 平成13年度 ＢＳＥ問題発生 平成15年度 食品衛生法の改正を受け、区民意見の聴取を踏まえて策定した監視指導計画に基づき監視指導等を実施 都が自主的な衛生管理を評価する「食品衛生自主管理認証制度」を創設						
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全を守るため、食品関係営業施設の許可・監視や、区民からの苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする事故を未然に防止する必要がある。						
実施方法	（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） （ 営業許可等の許認可事務 ） 事前相談、図面審査、実地検査、改善確認等を行う。 （ 監視・指導 ） 営業活動時間に施設内に立ち入り、監視採点票、大量調理施設管理マニュアル等によりチェックを行う。その結果を踏まえ改善勧告等の措置を講ずる。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	404	1,667	1,701	370	199	198	201
	決算額（19年度は見込み）	364	576	969	302	197	167	
	人件費					21,548	18,361	
	【事務分担量】（％）					250	215	
	合計（ ＋ ）	364	576	969	302	21,745	18,528	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	364	576	969	302	21,745	18,528	0
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	営業許可・届出施設数	8,064	7,908	7,774	7,193	7,152	7,221	7,500
	新規・更新・届出件数	496	1,105	1,452	1,614	840	782	1,000
	許可・届出監視数	18,844	15,047	10,917	9,630	8,356	6,854	7,000
	苦情処理件数	108	105	91	58	85	55	60

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	薬品等、共同購入、図書営業許可書他	187	薬品等、共同購入、図書営業許可書他	158	薬品等、共同購入、図書営業許可書他	189
	役務費	検査成績書通知等返信用	12	検査成績書通知等返信用	9	検査成績書通知等返信用	12

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		監視数	9,630	8,356	6,854	7,000	8,000	監視数
		食品衛生自主管理認証制度	0	0	0	1	5	取得施設数

（問題点・課題）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	B	区民の食の安全を確保するため、法令に基づき継続する必要がある。

況議 （要質 問旨 状）	平成11年三定 遺伝子組換え食品の表示について
-----------------------	-------------------------

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名	食品衛生講習会	部課名	健康部 生活衛生課	課長名	青山敏郎
		担当者名	飯田昌宏	内線	428
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	食品衛生講習会（27-80-60-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成	50 年度	根拠	食品衛生法、食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例、東京都食品安全条例 等	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	食をめぐる問題はマスコミでも頻繁に取り上げられ、食品関係業者のみならず一般の区民の関心も高い。食に関する正しい知識や最新の情報等を、「食品衛生監視指導計画」に基づき、講習会をはじめ様々な媒体を通じて食品関係業者及び一般の区民に提供し、一層の食の安全・安心の向上を図る。				
対象者等	食品関係業者、一般区民				
内容	1 営業者向け講習会 営業者許可更新時や営業業態別に、きめ細かく最新情報を提供し、衛生管理意識の向上を図る。 2 区民向け講習会 区民からの依頼に応じて、食品Gメンによる出前講習会等を開催し、家庭内での食中毒予防、食品表示の見方、添加物の知識など食の安全・安心に関する情報を提供する。 3 情報提供 区報やホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、区民へ食に関する新しい情報を提供する。				
経過	平成１５年度 従来の大規模な講演会を改め、業種ごとの小規模な講習会を開催 以後回数を増やしながら継続				
必要性	食品営業者や区民を対象とした講習会、街頭相談等を実施し、食の安全・安心に関する最新情報の普及啓発とリスクコミュニケーションを図る				
実施方法	（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 食中毒の予防を始め、食品に関する正しい知識や最新の情報などを、区報・ホームページ・ケーブルテレビ等の手段を通じて区民に提供し、食品衛生の一層の向上を図る。（食品Gメン出前講習会等）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		688	670	412	412	213	212	210
決算額（19年度は見込み）		505	601	288	349	213	154	
人件費						21,548	18,361	
【事務分担量】（％）						250	215	
合計（＋）		505	601	288	349	21,761	18,515	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		505	601	288	349	21,761	18,515	0
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	講習会数	42	56	75	68	74	66	70
	参加人数	2,216	2,641	2,329	2,638	2,023	2,057	2,100

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	衛生教育用ビデオ、一般啓発用小冊子	75	衛生教育用ビデオ、一般啓発用小冊子	110	衛生教育用ビデオ、一般啓発用小冊子	103
	役務費	案内通知用郵便券	138	案内通知用郵便券	44	案内通知用郵便券	107

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	更新講習会受講率	57	51	50	60	80	受講者 / 対象者
	新規講習会受講率	25	20	26	40	60	受講者 / 対象者
	業態別講習会等受講率	62	63	59	70	90	受講者 / 対象者

（問題点・課題）	営業者向けの講習会への受講者数の増加を図り、食品衛生の向上につなげる必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	講習会の実施回数や実施時期・時間帯を見直し、受講率の改善を図る。	食の衛生管理に関して、営業者の自主管理意識の向上が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	食の安全衛生の確保は、区民の生命、健康に直接影響するため、継続的な情報提供が不可欠である。

況議 （要 質 問 状）	平成11年三定 平成14年三定	遺伝子組換え食品等の表示 食品偽装表示に対する意見
--------------------------	--------------------	------------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	医療援助	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	西尾幸一	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	医療援助(26-04-33-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 45 年度	根拠	予防接種法、予防接種施行令		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	予防接種による健康被害の救済措置を講じることにより、接種者及び被接種者の予防接種に対する信頼を確保し、制度の安定を図ることを目的としている。				
対象者等	予防接種法による定期予防接種（ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・麻しん・風しん・日本脳炎・高齢者インフルエンザ・BCG）により副反応が生じた者。				
内容	救済措置として給付するものは次のとおりである。 ・医療費及び医療手当：認定を受けた病気について医療を受けた時 ・障害児養育年金（満18歳未満）又は障害年金（18歳以上）：一定の障害を有する者の時 ・死亡一時金・葬祭料：死亡した時				
経過	・予防接種による健康被害を受けた人を救済する制度は、昭和45年に国の暫定制度として発足し、正式には、昭和52年に予防接種健康被害制度としてスタートした。 ・平成6年の予防接種法改正において、障害年金者が在宅の場合における介護加算が追加された。				
必要性	予防接種による健康被害の救済処置を講じることにより、接種者及び被接種者の予防接種に対する信頼を確保することは不要不可欠である。				
実施方法	（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 健康被害による年金受給者（障害年金1級1人・2級1人）に対して年4回口座振込みにより、年金を支給する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	9,729	9,694	9,694	9,587	9,445	9,445	9,416
	決算額（19年度は見込み）	9,589	9,589	9,513	9,456	9,445	9,423	9,416
	人件費					862	854	
	【事務分担量】（％）					10	10	
	合計（＋）	9,589	9,589	9,513	9,456	10,307	10,277	9,416
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	7,192	7,192	7,134	7,091	7,084	7,067	7,061
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,397	2,397	2,379	2,365	3,223	3,210	2,355
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	傷害年金1級者	1	1	1	1	1	1	1
	傷害年金2級者	1	1	1	1	1	1	1

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	予防接種事故傷害年金	9,445	予防接種事故傷害年金	9,423	予防接種事故傷害年金	9,416

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		支給件数	2	2	2	2	—	

（問題点・課題分析）	特段の問題点、課題はない。							
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）							

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	予防接種による健康被害の救済のため必要な事業である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	予防接種費	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	西尾幸一	内線	4 3 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		予防接種費（26 - 04 - 66 - 01）			
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業			
開始年度	● 昭和 ○ 平成 23 年度		根拠	予防接種法、予防接種施行令	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	感染症の発生及びまん延を予防する。				
対象者等	・三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）・急性灰白髄炎・日本脳炎（初回、追加）については7歳6か月未満 ・日本脳炎（2期追加）・二種混合（ジフテリア・破傷風）については13歳未満 ・MR及び麻しん・風しん（期：1歳以上2歳未満、期：小学校就学前1年間） ・インフルエンザは65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の慢性高度心・肺・腎機能等不全				
内容	[通知方法] 従来は該当月に予防接種記録票を個別に郵送していたが、14年6月からこれらを冊子化し、4カ月児健診時に交付している。[接種方法] 急性灰白髄炎は集団接種。三種混合・麻しん・風しん・日本脳炎・二種混合・インフルエンザは個別接種。（23区の協力医療機関にて接種可能。）[委託料支払方法] 毎月、各協力医療機関からの請求分を医師会がとりまとめ、委託料の請求がある。年2回、前期・後期分として23区における相互乗入分（区民が他区において接種した分及び他区の人が区内で接種した分）の請求及び支払をする。 [予防接種の単価] 東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会（三者協）により決定する。 [費用] インフルエンザは一部自己負担であり、他は無料。				
経過	・平成6年10月法改正により予防接種が義務接種から勧奨接種に変更となり、平成7年4月以降、急性灰白髄炎は集団接種として継続。他すべて個別接種となった。 ・平成13年11月7日法改正により、定期接種にインフルエンザを追加し、従来の予防接種を一類疾病、インフルエンザを二類疾病と位置付け、一部自己負担で実施。 ・麻しん、風しんの接種が平成18年4月と同年6月2日の法令等の改正で接種時期（期：1歳から2歳未満、期：小学校就学前1年間の2回とする）と内容（MR接種が原則だが麻しん、風しん単抗原ワクチンも可）が変わる。 ・平成17年7月29日法改正により、日本脳炎予防接種（第3期）が廃止。 ・プチ健診を1歳児を対象に、麻しんワクチンの早期接種を促進する目的で、平成18年4月から実施。 ・BCGが平成19年4月予防接種法に変更				
必要性	感染症の予防・まん延防止のため、予防接種は必要不可欠である。				
実施方法	（○ 直営 ○ 一部委託 ● 全部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） （社）荒川区医師会に委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	125,757	141,804	148,066	155,441	156,264	185,970	201,977	
決算額（19年度は見込み）	121,907	137,563	146,510	153,554	136,730	129,016	201,977	
人件費					9,527	9,872		
【事務分担当】（%）					125	130		
合計（+）	121,907	137,563	146,510	153,554	146,257	138,888	201,977	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	10,329	12,141	11,875	12,722	15,283	15,142	16,754	
一般財源	111,578	125,422	134,635	140,832	130,974	123,746	185,223	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	三種混合	5,557	5,682	5,780	6,057	6,022	5,927	6,014
	急性灰白髄炎	2,933	2,732	2,772	2,678	2,960	2,587	2,614
	麻しん	1,499	1,556	1,568	1,512	1,534	6	20
	風しん	1,665	1,509	1,485	1,548	2,596	128	220
	麻しん風しん混合						2,889	3,270
	日本脳炎	4,265	4,680	5,000	4,934	1,122	6	9,179
	二種混合	607	556	609	632	559	616	626
	インフルエンザ	5,299	10,710	13,327	15,061	18,977	17,159	19,745
	プチ健診						1,097	1,410

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	予防接種問診票等	916	予防接種問診票等	811	予防接種問診票等	2,720
	役務費	通知用郵便料	619	通知用郵便料	826	通知用郵便料	546
	委託料	予防接種委託料	135,195	予防接種委託料	127,379	予防接種委託料	198,711

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		麻疹接種率	82.3	84.7	90.9	92.0	95%	1歳6ヶ月児健診時アンケートによ

（問題点・課題分析）	・予防接種の正確な接種率の把握とより一層の接種率の向上を図る必要がある。 ・事務処理の効率化を図る必要がある。							
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	平成20年4月に事務処理システムを本格稼働する予定である。	事務処理の効率化、正確な接種率の把握及び個別勧奨による接種率の向上を図ることができる。
	プチ健診のPRを強化する。	接種率の向上を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	感染症の発生を予防するため欠かせない事業であり優先度は高い。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名	結核予防接種	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	市川和代	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	乳児健康診査・予防接種（26 - 20 - 25 - 01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 27 年度	根拠	予防接種法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	抵抗力の弱い乳幼児における結核の発病、重症化を予防する。				
対象者等	4ヶ月児健康診査対象者及び6ヶ月未満のＢＣＧ未接種者				
内容	保健所にて月3回、4ヶ月児健康診査時に実施。予防接種についての集団指導と、接種不可の時の個別相談を実施している。				
経過	・平成14年度から事業名「定期健康診断・予防接種」を「乳児健康診査・予防接種」に変更。 ・平成17年度から、結核予防法改正により、事業対象者が「4ヶ月児健康診査対象者及び4歳未満のＢＣＧ未接種者」から「6ヶ月未満の予防接種未接種者」に変更になった。また、ツベルクリン反応検査が廃止され、生後6ヶ月未満の乳児に対し直接ＢＣＧ接種を行うことになった。これに伴い延べ2日の健診が1日に短縮されたので、健診機会を月2回から月3回に増やした。 ・平成19年度から予防接種法に基づく定期予防接種に位置づけられた。				
必要性	抵抗力の弱い乳幼児における結核の発病や重症化を予防するために、ＢＣＧ予防接種の必要性は高い。				
実施方法	(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ● 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	4,697	4,717	4,674	6,357	4,051	4,047	4,047
	決算額（19年度は見込み）	4,133	4,266	5,827	5,812	3,903	3,779	4,047
	人件費					1,769	1,708	
	【事務分担当】（％）					35	20	
	合計（＋）	4,133	4,266	5,827	5,812	5,672	5,487	4,047
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	4,133	4,266	5,827	5,812	5,672	5,487	4,047
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	ツベルクリン反応	1,426	1,506	1,439	1,417	0	0	0
	ＢＣＧ接種	1,460	1,495	1,404	1,386	1,367	1,372	1,412

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般資金	医師・看護師	2,575	医師・看護師	2,570	医師・看護師	2,582
	一般需要	B C G ワクチン等	1,328	B C G ワクチン等	1,209	B C G ワクチン等	1,465

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		B C G 接種率	98.5%	96.3%	98.2%	100.0%	100.0%	接種者数 / 対象者数

（問題点・課題）	生後6ヶ月までに確実に接種する必要がある。							
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）							

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	4ヶ月健診未受診者への接種勧奨	B C G 接種率の向上

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	乳幼児の結核の発病や重症化を予防するため欠かせない事業であり優先度は高い。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	後天性免疫不全症候群予防対策事業費	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹簀右子
		担当者名	中森・中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)	後天性免疫不全症候群予防対策事業費(26 - 08 - 50 - 01)				
事務事業の種類	○ 新規事業 ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 元年度	根拠	感染症予防法、特定感染症予防指針		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01 - 02]			
目的	後天性免疫不全症候群(エイズ)に関する不安に対応するため、正しい知識による確かな予防法の普及・相談窓口の開設、必要に応じて検査を実施する。また、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見のない社会を実現するため、正しい知識の普及・啓発活動として、講演会等を開催し、エイズ予防の重要性を訴える。さらに、在宅療養患者への支援体制の確立を図る。				
対象者等	区民一般				
内容	・正しい知識の普及 中学校生徒等を対象にした健康教育 依頼による健康講座への講師派遣 区民へのパンフレットの配布 ビデオ・パネルなどの貸出し 電話相談(エイズ専用電話)・来所相談 エイズ及び性感染症健康相談(匿名による抗体検査を含む)月1回保健所にて実施				
経過	・平成8年に普及・啓発活動事業として、映画会・朗読劇を行なった。 ・平成11年4月1日の法律改正に伴い、エイズ健康相談と性感染症相談の同時実施を開始した。 ・平成11年度からは、若年層を対象に、小中高学校・専門学校・大学等に働きかけ、講師派遣によるエイズ予防講演会等を開催。平成13～15年度は中学生を対象に実施した。 ・平成16年度は、区立小中学校の養護教諭を対象に講演会を実施した。 ・平成17年度は、区立中学校での講演会を実施した。 ・平成18年度は、区立中学校5校で講演会を実施した。				
必要性	エイズ患者及びHIV感染者は増加の傾向にある。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見を無くすためには、さまざまな普及・啓発活動の必要性は高い。				
実施方法	(○ 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) エイズ抗体検査は委託にて実施。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
予算額		354	338	300	267	221	230	226
決算額(18年度は見込み)		326	216	260	74	140	217	
人件費						1,724	1,708	
【事務分担量】(%)						20	20	
合計(+)		326	216	260	74	1,864	1,925	0
国(特定財源)						205	145	
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源		326	216	260	74	1,659	1,780	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	エイズ抗体検査件数	90	93	154	136	92	77	
	電話相談	193	208	231	167	110	183	
	来所相談	94	99	156	139	191	180	
	中学生対象エイズ教育講演会	4	4	4	2	4	5	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	報償費	講師謝礼	92	講師謝礼	104	講師謝礼	130
	一般需用費	エイズ普及・啓発用品等	16	エイズ普及・啓発用品等	77	エイズ普及・啓発用品等	64
	役務費	受信専用電話等	32	受信専用電話等	36	受信専用電話等	32

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	中学生等対象エイズ教育講演会	2回	4回	5回	5回	5回	区内中学校10校を2年に1回実施するようにする。
	講演会参加者数	17人	330人	540人	600人	900人	中学校在学中全員が受講する。
	区報掲載回数	1回	0回	1回	1回	2回	

問題点・課題 (指標点・課題)	HIV感染者が急増する一方で、社会全体の危機感の低下が懸念される。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見のない社会を実現するためには、正しい知識の普及啓発が重要である。とりわけ若者層への効果的な健康教育を学校や職域との連携を図り、継続実施していく必要がある。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区) 全都的に実施しています。

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	講演会の対象者を中学生及びその保護者にまで拡大する。	正しい知識の普及、啓発ができる。

事務事業の分類		分類についての説明、意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	エイズり患率減少のため重要である。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	感染症予防対策費	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹箸右子
		担当者名	中森・中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)		感染症予防対策費(26 - 16 - 50 - 01)			
事務事業の種類	○ 新規事業				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
予算額		7,853	7,264	6,935	6,814	9,865	5,967	6,332
決算額(18年度は見込み)		5,763	4,823	5,230	4,358	7,257	4,347	
人件費						6,363	6,405	
【事務分担量】 %						110	75	
合計(+)		5,763	4,823	5,230	4,358	13,620	10,752	0
国(特定財源)		401	26	439	337	210	136	
都(特定財源)					220	125	125	
その他(特定財源)		7,771	5,563	5,437	5,133	5,368	4,874	
一般財源		(2,409)	(766)	(646)	(1,332)	7,917	5,617	0
実績の推移	事項名	平成12年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	感染症診査協議会	0	0	0	0	0	0	
	細菌検査	13,915	11,662	11,454	11,570	12,092	12,196	
	性感染症等検査	116	251	422	373	88	75	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	報償費		0		0	講師謝礼	78
	一般需要費	検査用品等	6,833	検査器具等	3,882	検査器具等	5,253
	役務費		0		0	郵便料	53
	委託料	性感染症等検査委託	424	性感染症等検査委託	465	性感染症等検査委託	589
	使用料及び賃借料	移送料	0	移送料	0	移送料	70
	負担金及び交付金	感染症診査協議会分担金	0	感染症診査協議会分担金	0	感染症診査協議会分担金	124
	扶助費	医療費	0	医療費	0	医療費	165

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
標	感染症連絡会の開催	0回	1回	1回	1回	2回	
	小児感染症発生情報システム	-	-	70ヶ所	70ヶ所	77ヶ所	私立幼稚園へ拡大
	感染症発生時訓練(シミュレーション)	1回	1回	2回	2回	3回	

(問題点・課題分析)	新たな感染症の発生が心配されており、平常時における基本的知識の習得や対策の理解が必要であり、新型インフルエンザについては、発生時対応シミュレーションを常時行っていく必要がある。
	(実施 22 区 未実施 0 区) 全都的に実施しています。

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	課内で行ってきたシミュレーションを所内及び庁内へと拡大する。	発生時に的確・迅速な対応ができる。
	連絡会及び講習会を増やす。	万全な職員体制が図れる。
	小児感染症情報システムの発信を区内全保育園・幼稚園・小中学校に拡大する。	より迅速な情報が発信されることで予防の周知徹底が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明、意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	新型インフルエンザ等の感染症のまん延防止対策は最重要課題である。

議会(要旨)質問状況	平成18年第二回定例会 性感染症予防教育の充実について
------------	-----------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	結核検診	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹簀右子
		担当者名	中森・中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)		結核検診(26 - 20 - 50 - 01)			
事務事業の種類	○ 新規事業				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
予算額				11,587	1,744	2,434	2,872	2,629
決算額(18年度は見込み)				11,493	1,667	2,248	1,659	
人件費						7,326	7,686	
【事務分担当量】 %						85	90	
合計(+)				11,587	1,744	9,574	9,345	0
国(特定財源)				1,217	1,275	983	377	
都(特定財源)								
一般財源				10,276	392	8,591	8,968	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	結核検診	136	183	188	186	79	90	
	患者家族・接触者検診	304	472	595	724	1,230	540	
	日本語学校検診日数	3	3	3	3	5	4	
	日本語学校受診者数	764	830	894	690	1,498	1,752	

事務事業分析シート（平成１９年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般賃金	医師雇上げ	324	医師雇上げ	270	医師雇上げ	324
	一般需要	検診用消耗品等	618	検診用消耗品等	242	検診用消耗品等	576
	役務費	連絡用郵便料	119	事業所連絡用郵便料	24	事業所連絡用郵便料	110
	委託料	検診委託費等	1,187	検診委託費等	1,123	検診委託費等	1,619

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
	日本語学校検診率	79.3%	85.1%	86.0%	90.0%	100%	受診者 / 対象者
	ハイリスク検診	186人	138人	120人	120人	120人	受診数
	接触者・患者家族検診	89.7%	85.0%	85.0%	90.0%	100%	受診者 / 対象者

問題点・課題 (指標分析)	区は、結核の発生率の高い地域があり、全国や東京都に比べり患率が高い。重症な結核や結核死の接触者検診は大切であるが、結核が発生した特定の簡易宿泊所の宿泊者等の検診は、年1回のCR車検診では不十分である。また、大規模集団の接触者検診が増えており、保健所内での健診を考える必要がある。 罹患率(16年 全国23.3 荒川48.7 17年 全国22.2 荒川47.1) 罹患率 新登録結核患者 ÷ 10月1日人口 = 人口10万人に対する患者数
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	結核発生時の接触者検診の充実。	結核のまん延防止が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明、意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	結核り患率減少のため重要である。

議会 (要旨) 状況	なし
------------------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		患者管理		部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹箸右子
				担当者名	中森・中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)			患者管理(26 - 24 - 25 - 01)				
事務事業の種類		○ 新規事業		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度		● 昭和 ○ 平成 50 年度		根拠	結核予防法第24条1項及び2項 結核予防法施行		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等	規則第15条の2項		
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
		施策	健康危機管理体制の整備[01 - 02]				
目的	結核患者及び治療終了者について病状を把握し、適切な患者管理を実施する。また、結核の治療中断は、再発や集団感染、薬剤耐性結核の出現など深刻な事態を引き起こすため、結核登録者の病状を把握管理することにより、再発を早期に発見し治療につなげる。						
対象者等	結核患者及び治療終了者(公費負担制度、管理検診制度により保健所で病状が把握されている者は除く) 治療中断や治療終了で医療機関で受診していない者						
内容	新規対象者で医療費の公費負担申請が出されていない者、公費負担承認期間終了後再申請を行わなかった者の病状について、医療機関等に照会する。また、治療中断や治療終了で医療機関で受診をしていない者を対象に、随時必要な検査を実施する。その他治療中の患者に対し、服薬支援を行っている。						
経過	平成15年度、結核定期病状調査と管理検診を統合して患者管理事業とする。平成16年度から保健所DOTS(患者服薬支援)を開始。17年度は薬剤師会による薬局DOTS(患者服薬支援)を開始。19年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、結核が同法2類感染症に追加されたことに伴い、結核予防法が廃止された。						
必要性	治療中断や再発を防止するには、患者管理を確実にすることが必要である。						
実施方法	(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 対象―結核定期病状調査を各医療機関に発送し病状把握する。(医療機関に対し3,000円の手数料を支払う) 対象―所内においての検査を原則としているが、患者の利便性を考慮して検査委託も行っている。 〔委託先〕 財団法人 結核予防会 〔委託内容〕 胸部X線撮影・喀痰検査						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
予算額				702	728	1,137	1,408	1,191
決算額(18年度は見込み)		15年度から2事業を統合(管理検診・結核定期病状調査)		665	713	669	581	
人件費						9,912	9,821	
【事務分担量】 %						115	115	
合計(+)				665	713	10,581	10,402	0
国(特定財源)				324	285	226	80	
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源				341	428	10,355	10,322	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	定期病状調査報告数			192	190	136	136	
	管理検診受診者数			34	36	16	4	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般需要費	喀痰検査材料等	234	喀痰検査材料等	27	喀痰検査材料等	341
	役務費	郵便料、手数料	435	郵便料、手数料	491	郵便料、手数料	752
	委託料	検査委託	0	検査委託	0	検査委託	34
				使用料及び賃借料	63	使用料及び賃借料	64

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
標	喀痰塗沫陽性治療完了率	72.7%	73.0%	75.0%	-	85.0%	治療完了者 / 喀痰塗沫陽性者
	本人・家族面接	84%	100%	100%	100%	100%	面接者数 / 結核新規登録者数

問題点・課題 (指標分析)	治療の完遂を確実にするため適宜医療機関・関係機関との情報交換を行っていく必要がある。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	効果的な治療の完遂を確実にするため、服薬支援ができる薬局を増やす。	治療終了が確実になる。

事務事業の分類		分類についての説明、意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	結核り患率減少のため重要である。

議会質問状況 (要約)	なし
----------------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	結核診査協議会	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹箸右子
		担当者名	中森・中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)	結核診査協議会(26 - 24 - 80 - 01)				
事務事業の種類	☐ 新規事業 ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ☐ 平成 50 年度	根拠	結核予防法第48条、第49条、荒川区結核診査協議会条例		
終期設定	☐ 有 ☐ 無 年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01 - 02]			
目的	医療費公費負担申請の医療内容に基づき命令入所等の適否について診査する。				
対象者等	結核医療費公費負担申請者:感染症法17条<命令入所>感染症法第17条の2<一般医療>				
内容	結核予防法第28条の従業禁止、同法第29条の入所命令並びに法第34条の申請医療内容の適否について保健所長の諮問に応じ審議する。診査協議会での審議の結果、入所命令書、入所命令解除通知書、患者票等を発行する。				
経過	平成17年4月1日施行の結核予防法の改正に伴い、委員構成が改正された。委員は3人以上、うち過半数は結核医療従事者。医療以外の学識経験を有する者も任命することとなり、関係行政庁の職員のうちから任命された委員は削除された。平成19年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、結核が同法2類感染症に追加され、結核予防法が廃止となった。結核診査協議会は廃止となり、感染症診査協議会のなかの結核部会へ変更となった。				
必要性					
実施方法	(● 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) 毎月2回開催する。 保健所長、所内医師、保健師、事務担当は事務局として出席する。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	2,070	2,064	1,987	1,980	2,456	2,456	2,930
	決算額(18年度は見込み)	1,447	1,780	1,616	1,912	1,877	2,271	
	人件費					5,171	5,124	
	【事務分担量】 %					60	60	
	合計(+)	1,447	1,780	1,616	1,912	7,048	7,395	0
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
	一般財源	1,447	1,780	1,616	1,912	7,048	7,395	0
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	開催数	22	24	24	24	24	24	24
	第34条診査	196	169	167	174	137	114	
	第35条診査	65	41	46	67	45	33	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	報酬	委員報酬	1,877	委員報酬	2,253	委員報酬	2,907
	特別旅費	委員長費用弁償	0	委員長費用弁償	10,000	委員長費用弁償	14
	一般需要	図書等	0	図書等	8	図書等	9

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	診査件数	241件	182件	147件	200件	200件	診査予定件数

(問題点・課題 指標分析)	平成19年4月から、法改正により72時間以内に入院延長勧告の協議会への意見聴取を行う必要があり、現在委員全員にFAXを送り迅速診査会を行っている。休日前等の意見聴取については、引き続き連絡体制を確実なものにし実施していく必要がある。
	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	迅速診査会のための連絡体制をさらに確実にする。	入院後72時間以内に迅速な診査ができる。

事務事業の分類		分類についての説明、意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	国の法定事務

議会 (要旨)	議 会 質 問 状 況
------------	----------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	医療扶助	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹箸右子
		担当者名	中森・中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)	医療扶助(26 - 24 - 85 - 01)				
事務事業の種類	○ 新規事業 ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成	50 年度	根拠法令等	結核予防法、結核予防法施行規則	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01 - 02]			
目的	患者の病状悪化防止、同居者等への感染防止のための適正な医療の普及と患者等の経済的負担の軽減を図る。				
対象者等	結核医療費公費負担申請承認者 結核予防法第35条(命令入所)、同法34条(一般医療)				
内容	結核予防法による医療費公費負担制度で、同法第34条の一般患者に対する公費負担と、法第35条の従業禁止・命令入所患者に対する公費負担とがある。患者からの申請を受理し、結核診査協議会で承認されると患者票を発行する。その患者票を、治療を受けている指定医療機関に呈示する。医療機関は、社会保険診療報酬支払基金、または国民健康保険団体連合会へ医療費の請求をする。34条は医療費のうち、5%の自己負担分を除き、各種医療保険が適用された残りを公費負担する。35条は医療費のうち各種医療保険が適用された残りの全額を公費負担する。但し、平成19年度からは、感染症法による。				
経過	19年4月から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に結核が追加され、結核予防法は廃止となった。				
必要性	結核予防法による医療費公費負担制度であり、必要性は高い。				
実施方法	(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 社会保険診療報酬支払基金及び東京都国民健康保険団体連合会に委託し、各指定医療機関に支払をする。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	予算額	65,067	43,707	37,367	64,041	50,089	50,723	48,501
	決算額(18年度は見込み)	63,469	41,426	34,675	61,261	45,127	36,762	
	人件費					2,155	2,135	
	【事務分担量】 %					25	25	
	合計(+)	63,469	41,426	34,675	61,261	47,282	38,897	0
	国(特定財源)	47,186	38,393	26,754	36,298	34,314	32,089	
	都(特定財源)							
その他(特定財源)								
一般財源	16,283	3,033	7,921	24,963	12,968	6,808	0	
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	国保請求数	756	555	731	674	633	407	
	社保請求数	659	674	512	525	543	468	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	委託料	事務費	99	事務費	76	事務費	103
	扶助費	結核医療費	45,028	結核医療費	36,686	結核医療費	48,398
	償還金利						

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		37条の2(旧34条)受診件数	998	986	927	839	937	3～2月診療分 目標値は4ヵ年平均
		37条(旧35条)受診件数	201	190	196	164	187	3～2月診療分 目標値は4ヵ年平均

問題点・課題 (指標分析)	結核予防法により定められており、裁量の余地はありません。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明、意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	国の法定事務

議会 (要旨)	なし
------------	----